

## 重 要

【提出にあたり、今一度ご確認ください。】

○令和6年度から様式が変更になりましたので、新しい様式の「添付資料1」を提出してください。(添付資料2は提出不要になりました。)

○面積は用途区分別※で農業者ごとに1アール未満切捨てです。(対象品種が異なる場合も、1アール未満まで合計し、農業者ごとに端数処理をします。)

※加工用うるち米、加工用もち米、米粉用米、酒造好適米

○補助事業者の資格をよくご確認ください。

→認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

※助成対象となるには、認定農業者に令和7年1月末までに認定される必要があります。

○申請書兼実績報告書の提出締切は、12月27日(金)を予定しています。

○実需先の住所は、市内の本社・営業所等の住所を記載してください。

○補助金関連文書は申請年を含めて5年間の保管が義務付けられています。

→交付決定を通知する際に交付条件として通知します。監査が入る可能性もありますので確実に保管してください。

→保管しておくと各種様式記載の際に前年度のものが参考として活用できるので、事務の効率化にもつながります。

※助成単価は予定であり、申請多数の場合は、予算の範囲内で適宜助成単価を減額することがあります。ご了承ください。